平成２２年（フ）第２５４号
茨城県水戸市内原町1425番地
債務者　溝口　章子（旧姓簗場）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６０号
茨城県水戸市元吉田町876番地　白樺荘Ａ203号室
債務者　坂本　和子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２７９号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2178番地の３
債務者　外岡さおり
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘３丁目318番地の45
債務者　峰岸チエ子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第８９号
茨城県高萩市本町１丁目214番地コーポレセーノ105
債務者　川又　孝子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第９３号
茨城県高萩市高浜町３丁目162番地の１花貫住宅３―301
債務者　坂本　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１０５号
茨城県筑西市中舘535番地１
債務者　石崎　和子（旧姓今川）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１１６号
茨城県筑西市伊佐山121番地
債務者　宮田　桂子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１２９号
茨城県坂東市岩井4706番地１
債務者　逆井由紀枝
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３６号
金沢市元菊町９番７号、従前の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎２丁目46番地
債務者　山下　純一
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５７号
石川県かほく市内日角中113番地
債務者　髙平　國男
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８８号
金沢市不動寺町ロ２番地１、従前の住所金沢市専光寺町そ95番地７
債務者　上杉由香里
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘４丁目１番地426　県住13―14
債務者　下村兎喜男
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
長野県松本市波田5408番地７
債務者　内田　利國
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４５号
大津市今堅田２丁目14番１　ＡＳレジデンス大津堅田308号
債務者　中村　和浩
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６５号
大津市大石中５丁目８番２号
債務者　上野　晃生
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８４号
滋賀県守山市浮気町92番地３　グリーンコータス近江富士105号
債務者　藤原　　洋
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部